平成２８年（フ）第８４号
宮崎市江平東２丁目４番63号　第２高木コーポ305号
債務者　黒木　　瞳
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８７号
宮崎市大字大瀬町2039番地
債務者　外山　和久
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
宮崎市大字新名爪147番地　栄信ビル206号
債務者　児玉　光一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県霧島市隼人町神宮１丁目11番９－103号　パールハイム神宮前
債務者　賀耒　咲月
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県霧島市国分野口町８番13号
債務者　重冨　芳恵
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県明石市松の内１丁目２番地の18　Ｍ松の内202号
債務者　岡田　雅宏
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４　県住１－713号
債務者　玉井　英明
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県明石市魚住町清水122番地の２　Ｇティファニー302号
債務者　谷本　由美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
神戸市西区神出町勝成78―53　神出病院、住民票上の住所神戸市垂水区東垂水２丁目17番15号
債務者　砂川　充宏
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
兵庫県明石市田町１丁目４番４号　エントピアくるみ105号
債務者　渡部由美子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
沖縄県那覇市前島３丁目22番２－303号　トーマス前島Ⅰ
債務者　林　　文敬
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１８９号
埼玉県越谷市蒲生寿町14番５号　ＮＡビル403
債務者　安部　勇希
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
富山市四方荒屋1312番地26
債務者　野村　正弘
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
富山市向新庄町３丁目３番27―101号　アルエ松田Ｄ棟
債務者　水木　普一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
富山市清風町233番地
債務者　辻澤　郁志
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
富山市高内387番地４　サントピア41Ｂ棟105号
債務者　藤田マス子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
千葉県流山市青田82番地の７
債務者　大川　知隆
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部